

# 1 自動車騒音調査

## 1 調査目的

騒音規制法第18条第1項（常時監視）の規定に基づき、自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、また、自動車騒音に係る要請限度の超過状況を把握するため、県内の主要道路沿いにおいて騒音の調査を行った。

## 2 調査内容

### (1) 環境基準の達成状況調査

#### ア 調査期間

2019年4月から2020年3月まで

#### イ 調査機関及び評価区間数

調査機関	評価区間数
愛知県	18
県内全38市	1,106
合計	1,124

(注) 愛知県は、10町（東郷町、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町及び幸田町）内の評価を行った。

#### ウ 調査方法

「環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定めるところによる。

#### エ 調査結果

1,124区間（48市町）について面的評価を行った結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した住居等の割合（環境基準達成率）は、96.8%であった。

		評価区間数	全評価戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
2017年度	昼間	1,087区間	463,559戸	453,020戸	97.7%
	夜間			444,869戸	96.0%
	昼間・夜間			443,934戸	95.8%
2018年度	昼間	1,105区間	465,810戸	457,564戸	98.2%
	夜間			451,326戸	96.9%
	昼間・夜間			450,225戸	96.7%
2019年度	昼間	1,124区間	468,389戸	459,724戸	98.2%
	夜間			453,601戸	96.8%
	昼間・夜間			453,270戸	96.8%

(注) 「昼間・夜間」は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した戸数及びその割合を示す。

## (2) 要請限度の超過状況調査

### ア 調査期間

2019年5月から2020年3月まで

### イ 調査機関及び調査地点数

愛知県及び19市5町1村が、131地点で調査を行った。

調査機関	調査地点数
愛知県	9
名古屋市	13
豊橋市	4
岡崎市	13
一宮市	8
春日井市	9
豊川市	6
碧南市	5
刈谷市	8
豊田市	6
安城市	8
西尾市	3
蒲郡市	6
小牧市	1
東海市	5
大府市	5
知立市	6
岩倉市	2
日進市	6
長久手市	1
東郷町	1
豊山町	2
飛島村	1
東浦町	1
武豊町	1
幸田町	1
合 計	131

(注) 愛知県は、6町(東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、阿久比町及び武豊町)内で調査を行った。

### ウ 調査方法

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)に定めるところによる。

## エ 調査結果

131地点（28市町村）で調査を行った結果、昼間・夜間のいずれかの時間帯、又は両方の時間帯で要請限度を超過したのは、9地点（6.9%）であった。

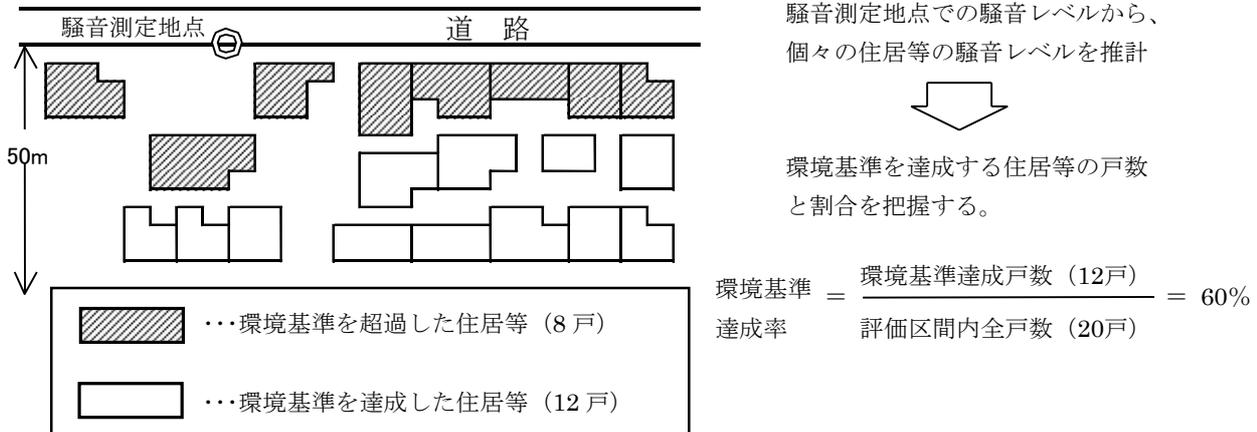
		全調査地点	地点数	割合
2017 年度	要請限度以下	126地点	120地点	95.2%
	要請限度超過		6地点	4.8%
	昼間・夜間のいずれかで超過		3地点	2.4%
	昼間・夜間ともに超過		3地点	2.4%
2018 年度	要請限度以下	127地点	121地点	95.3%
	要請限度超過		6地点	4.7%
	昼間・夜間のいずれかで超過		5地点	3.9%
	昼間・夜間ともに超過		1地点	0.8%
2019 年度	要請限度以下	131地点	122地点	93.1%
	要請限度超過		9地点	6.9%
	昼間・夜間のいずれかで超過		8地点	6.1%
	昼間・夜間ともに超過		1地点	0.8%

## 参 考

### 環境基準の評価方法

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する。

<環境基準の評価方法例>



- ・等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）とは、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもののこと。

### 自動車騒音に係る基準

#### 1 道路に面する地域に係る環境基準（自動車騒音に係る環境基準）

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型		環境基準（ $L_{Aeq}$ ）		幹線交通を担う道路に近接する空間	
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下
			夜間	55dB以下	
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下
			夜間	60dB以下	
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照
			夜間	60dB以下	

#### ※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下）によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
  - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 3 時間の区分について、「昼間」は6時から22時までの間、「夜間」は22時から翌朝6時までの間。

2 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

区域区分		要請限度 (L <sub>Aeq</sub> )				
		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域		
		1車線	2車線以上			
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB	
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	夜間	55dB	65dB		
b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間	65dB	75dB		夜間 70dB
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間	55dB	70dB		
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間	75dB		(全区域共通)	
	工業地域	夜間	70dB			

(注) 「幹線交通を担う道路」については上記注1と、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については上記注2の「幹線交通を担う道路に近接する空間」と、時間の区分については上記注3と同様である。